

・審査の進め方において改善すべき事項

別紙-2

No.	意見・提案	意見・提案の発端となった事実関係	分類
1	<p>・<u>早い段階における規制委員会までの意見確認</u></p> <p>審査における議論内容に対する見解については、規制委員会までの統一見解を早い段階で示して頂きたい。 事業者としては、そうして頂くことで、その対応の検討が効率的に実施でき、審査を効率よく進めて頂くことにつながる。</p>	<p>・<u>川内／玄海保安規定(火山影響)</u></p> <p>2017年12月の実用炉規則一部改正(適用期限2018年12月31日)に伴い、川内は2018年2月、玄海は2018年3月に保安規定変更認可申請を行い、概ね審査が終わった2018年11月の規制委員会において基本的な考え方の再整理(火山灰対策に係る保安規定の審査について—火山灰対策における考え方の再整理—)が提示された。場合によっては、対応期間が短いことにより期限内に対応できないリスクもあった。</p>	審査要領・体制に係る意見
2	<p>・<u>審査書の早期作成</u></p> <p>なるべく早期の許認可処分につなげられるよう、審査会合及びヒアリング後、速やかに審査書を作成できる体制を構築して頂きたい。 (規制庁審査班が複数案件を同時に対応していることは理解するものの、ヒアリング段階から審査書への記載を念頭においた効率的な審査を希望するもの。)</p>	<p>・<u>川内工認・緊急時対策棟</u></p> <p>2018年9月の審査会合において申請内容の妥当性、2018年12月までのヒアリングにおいて補正書(案)の内容が認められ、2019年2月に補正申請したものの、NRA内で審査書作成に時間を要し、認可は2019年6月(当初計画+4ヵ月)となり、結果的に着工が遅延した。</p>	審査要領・体制に係る意見
3	<p>・<u>審査チームの引き継ぎ</u></p> <p>効率的に審査を進めるために、審査チームが変更になった際には、従前の審査チームと事業者間で審査のポイントとなっている箇所に絞って再説明を求める等、効率的な審査に資するよう、規制庁審査班には十分な引き継ぎをお願いしたい。 (従前の審査チームと全く同じレベルで審査再開することが困難であることは理解するものの、一から再説明を求められることは、申請者にとって時間的・人的に相当程度の無駄を強いるもの。)</p>	<p>審査チームが変更になった際、説明済の案件を一から説明を求められた。</p>	審査要領・体制に係る意見

No.	意見・提案	意見・提案の発端となった事実関係	分類
4	<p>・<u>論点の事前提示</u></p> <p>審査会合での審議を効率的に進めるため、論点を事前に事業者へ提示して頂くような運用を検討して頂きたい。 (審査会合は申請書の内容について、基準適合可否を確認する場であり、事業者の知識をテストする場ではないはず。規制庁審査班、申請者双方の業務に無駄がないよう、審査会合に先立ち、主要論点につながる事項は、ヒアリングの段階で明確にして頂くことを希望する。)</p> <p>また、共通規制課題に関する公開会合における議論を有意義なものにするため、ATENA(事業者)と同様、公開会合に先立って規制庁の説明資料も事前に提示される運用で統一頂くことを希望する。</p>	<p>現在の審査の進め方としては、基本的には、原子力規制庁のヒアリングにおいて事業者の検討結果、評価等を説明したうえで、原子力規制委員会の審査会合で審議が行われる。審査会合においては、主要な論点等について、事業者への確認が行われるとともに、規制側の考えが示されることになるが、主要な論点や規制側の考えは審査会合で初めて示されることから、その場の質疑応答において、十分な回答が難しい場合がある。</p> <p>「デジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合」においては、規制庁説明資料のATENAへの事前連携を要望したにもかかわらず、会合において初めて規制庁説明資料が開示され、ATENAから十分な説明がつけなかった事例がある。一方、検査制度の見直しに関するWGにおいては、事前の面談で規制庁の説明資料(ドラフト版)がATENA(事業者)に提示されており、公開会合の場で中身の濃いかみあった議論ができている。</p>	審査要領・体制に係る意見
5	<p>・<u>新しい評価手法・対策に係る規制当局の積極的取組</u></p> <p>従来から適用している評価手法や先行他社審査において実績のある対策に限らず、事業者が新規に提案する評価手法・対策に関しても積極的審査をお願いしたい。</p> <p>ただし、当該事業者にて審査の長期化等を考慮して取り下げた案件のうち、安全性向上・合理化設計等に資するもので各事業者共通の課題となる案件については、審査と切り離して順次ATENAで規制当局に持ち込むので、定期的に議論させて頂きたい。</p>	<p>審査ガイドでは必ずしも評価方法は一つに限られず、この他のものについて排除するものではない等としながら、新たに採用する方針に対して、審査実績がないから時間が掛かるとして、なかなか納得していただけなかった。</p> <p>【竜巻飛来物評価モデルとして女川では藤田モデルを適用しているが、このモデルを適用すると飛来物の速度がガイドの評価モデルに比べて小さくなり、当初評価した飛来物速度では先行他社との比較から納得していただけなかった。結果として、女川では高台があり、高台に保管した資機材等に対して藤田モデルを適用して評価した飛来物速度に、高台からの落下による速度増加を考慮する等により、飛来物速度をガイドと同レベルに引き上げて藤田モデルの適用を認めてもらったが、今後平坦なサイトでの藤田モデルの適用に際しては、ガイドによる飛来物速度の大小の比較でのみ議論され、結果として過剰な評価とそれを受けての過剰な対策となる恐れがある。女川ではこの議論に相当の時間を要した。】</p>	審査内容に係る意見

No.	意見・提案	意見・提案の発端となった事実関係	分類
6	<p>・設置許可変更許可申請の分離申請の導入について</p> <p>現行の設置変更許可申請では、比較的詳細な機器の配置情報、容量等、詳細な条件を「まとめ資料」として示しており、例えば溢水で地震による溢水源として除外するためには耐震成立性についての確認が事実上、設置許可段階で求められている。一方で、基準地震動の策定が同設置変更許可においても議論され、新規制基準適合性審査においては、すべて揃ってから申請せよとの原則がある。しかし、基準地震動及びそれに基づく床応答が、審査を経て変更となった場合、あらかじめ、その他、建屋・機器側で評価した内容の見直しが必要となり、これにより再評価などで、事業者及びメーカーのリソースは相当量が費やされている。よって、プラントの基本設計の根幹の設計条件にかかわる部分については、先行的に審査する制度(Early Site Permit、Standard Design Certification、Combined Construction Permit and Conditional Operating Licenseの概念に近い)の導入を検討されたい。</p>	<p>新規制基準適合性審査における審査の進め方(設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可の同時申請)は、2013.3.19規制委員会にて示された「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針(私案)」に基づくもの。しかし、審査は「プラント審査」と「地震・津波審査」に分かれており、地震・津波審査が進まなければ、プラント審査には実質開始されない状況。本状況を鑑みると、プラント設計条件(地震・津波等)に絞った申請・審査を導入してプラント基本設計の確認を進めることが、規制当局、事業者双方に有益と認識。</p> <p>【参考】2013.3.19規制委員会 議題8「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針(私案)」 新たに要求するシビアアクシデント対策については、施設や機材の備えだけでなく、それらを使用して事故の進展を有効に防止するための事業者の運用や体制、教育訓練なども重要な要素である。従来規制においては、基本設計、詳細設計、運転管理などの審査を段階的に、言い換えれば細切れに実施してきた。しかし、シビアアクシデント対策を新たに要求する以上、この手法は適切でない。このため、事業者の負担にはなるが、設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可といった関連する申請を同時期に提出させ、ハード・ソフト両面から一体的に審査することとする。</p>	新規制度の提案